

定型振込利用規定

株式会社名古屋銀行（以下、「当行」という）は、bankstage上でお客さまがあらかじめ登録した情報に基づく包括的なご依頼により、当行がお客さまから都度の指示と受けることなく、毎月指定日に振り込みを行う「定型振込」（以下、「本サービス」という）に関する利用規定（以下、「本規定」という）を以下のとおり定めます。

第1条 利用申込および契約の成立

1. 本サービスの利用するお客さまは、本規定および当行が別途定める bankstage 利用規定等その他の規定に同意したうえで、当行所定の方法により本サービスの利用を申込みものとします。
2. 当行は、原則として前項に定める利用申込みを受領したときに当該申込みを承諾するものとし、これをもって、お客さまと当行の間で本規定ならびに当行が別途定める bankstage 利用規定に定める条件にて本サービスの利用に係る契約が成立するものとします。

第2条 利用条件

1. 本サービスは bankstage でのお取り扱いとなります。
2. 本サービスにおける振込資金の引き落とし口座としてお客さまが指定する預金口座は、お客さまが当行に保有する当行所定の預金口座に限ります。
3. 本サービスに基づく振込については、受取書等の発行はいたしません。

第3条 振込手数料

1. お客さまは本サービスの利用にあたり、別途当行が定める振込手数料を支払うものとします。
2. 振込手数料は振込の出金口座から引き落としします。なお、本サービスにおける振込が当行の責めによらず不能となった場合でも、当該振込に係る振込手数料を申し受けます。

第4条 振込依頼

1. 当行は、インターネットバンキングを利用し、振込金額、振込先、振込日、その他当行所定の情報（以下、「振込明細情報」という）を当行所定の方法によりあらかじめ登録するものとします。
2. 振込先情報の登録件数、振込指定日として指定可能な日の範囲、本サービスにおける振込金額の上限等本サービスに係る情報の範囲および定型振込開始日および解除日については当行所定の内容に限ります。
3. 当行は、お客さまが振込明細情報を登録したことをもって、当該振込明細情報に基づく定期的かつ継続的な振込を、当行に包括的に依頼したものとみなします。
4. お客さまは、当行所定の方法により、振込明細情報を解除することができるものとします。なお、振込の停止を希望する場合、振込明細情報の解除の指示は、当行所定の期日までに行うものとします。

第5条 振込手続き

1. 当行は、都度、お客さまの指示を受けることなく、振込明細情報に基づき、振込日における当行の任意の時間に指定出金口座から振込資金および当該振込に係る振込手数料を引落とし、振込を実行するものとします。

2. 振込日において、振込金および手数料の合計額が指定出金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含む）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じ）を超えるときには、お客さまへ通知することなくその月の振込は取り止めます。また、振込日において指定出金口座からの引き落としが複数あり、その引き落としの総額が指定出金口座から払い戻すことができる金額を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。
3. 振込先金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合、あるいは当行に対し振込内容の照会があった場合、当行は振込資金を振込受付時の出金口座に返却します。この場合、振込手数料は返却しません。
また、お客さまには資金が返却されたことを電子メール等で通知しますので、内容を確認してください。

第6条 組み戻し

1. お客さまは、すでに実行された振込について組み戻しを希望する場合、当行所定の方法により当行に組み戻し手続きを依頼するものとします。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできないことがあります。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとします。
2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当行所定の組み戻し手数料を支払うものとし、当行は当行所定の期日までに支払い指定口座から組戻手数料を引き落とすものとします。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とすこととします。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は組み戻しを受付できない場合があります。

第7条 免責

本サービスおよび本サービスに基づく取扱い等について損失・紛議等が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責を負いません。

第8条 本サービスの解約

1. 当行は、お客さまご本人が bankstage を利用し、お客さま自身の操作によって本サービスの登録解除を行うことにより解約の申込みを受け付けるものとします。また、当行による本サービスの登録解除手続き完了をもって解約とします。
2. 本サービスは指定出金口座が解約されたときに同時に解約されるものとします。
3. 指定出金口座の残高不足、受取口座なし等の理由により、振込不能の状況が当行所定の期間継続した場合等、当行が必要と認めた場合、当行は解約の通知を省略しいつでも本サービスを解約できるものとします。

第9条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、当行の他の規定、規則、取引慣例等の定めるところによるものとします。

第10条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行

ホームページによる公表で周知することにより、変更できるものとします。

2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020 年 4 月 1 日現在)

当行が契約している指定紛争解決機関：一般社団法人全国銀行協会
連絡先 全国銀行協会相談室
電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772